

2017年10月20日

日本造血細胞移植学会会員各位

日本造血細胞移植学会
理事長 岡本真一郎

慢性移植片対宿主病に対する障害年金申請について

平成29年12月1日から「血液・造血器疾患による障害」の認定基準が一部改正されますが、造血細胞移植に関連した重要な改正がありましたので報告いたします。

今回の改定では、造血幹細胞移植についての規定が加わり、造血幹細胞移植を受けた患者さんに関しては、移植片対宿主病の有無や程度などを考慮して認定をすることが記載されています。具体的には、これまで個々の臓器障害として申請していた慢性GVHDによる障害を、「慢性GVHD」として申請することが可能となりました。

詳細に関しては添付資料をご確認ください。記載する書類のフォーマットは従来用いていたものとはほぼ同様ですが、慢性GVHDとして申請する際に、各記載欄に記載すべき必要不可欠な事項と具体的な記載方法を、1～3級に該当する慢性GVHD3事例において提示してありますので参考ください。重要な点は、審査に必要な情報を漏れなく記載する点にあります。記載欄の⑬-2にNIHの診断基準とglobal severity基準に基づいた、慢性GVHDの診断根拠となる臓器病変とその重症度を必ず記載してください。 また、仮に眼のGVHD等の重症度が軽症であっても、ADLが著しく損なわれている場合には、⑫及び⑬-3にその旨をしっかりと明記して申請することが可能です。

一方で、慢性GVHDの診断基準に該当しない臓器障害に関しては、それを拡大解釈することなく、従来通りの臓器別障害年金申請を行ってください。今回の認定基準改正の主旨を理解し、その適正な活用をよろしくお願い申し上げます。

以上